



5月は軽自動車税の納付月です ～軽自動車の税額のお知らせ～

税務課（徴収対策室）資産税係 ☎75-4977

5月は軽自動車税の納付月となっています。納税通知書が届きましたら、ご確認のうえ期限内に納付をお願いします。

令和4年度軽自動車税についての税額変更は下記のとおりです。

- 令和4年度から新たに重課の対象となる車両（下表の③の税額）
平成20年4月から平成21年3月に初度登録をされた車両
- 標準税額になる車両（下表の①の税額）
令和2年4月から令和3年3月に初度登録をされた車両のうち、グリーン化特例により令和3年度に軽課対象であった車両は下表の①標準税額になります。
- グリーン化特例（令和4年度のみ軽課）
下表の①のうち、令和3年4月から令和4年3月までに初めて車両番号の指定を受けた車両で、一定の環境性能を有するものは軽自動車税が軽減（※）されます。
（※）詳しくはうきは市ホームページをご覧ください。

区分	税額				
	① 標準税額	左欄①以外の車両			
	初度検査が平成27年4月以後の車両	②初度検査が平成27年3月までの車両	③左欄②のうち初度検査から13年を経過した車両（重課）		
三輪	3,900円	3,100円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

参加してみませんか



『一日森林セラピー 姫治の谷を歩こう』

うきは市癒しの旅先案内人協会 ☎080-2714-6065

心と体の健康への第一歩! 森へ遊びに来ませんか?

うきは市癒しの旅先案内人協会企画

開催日時 5月22日（日）9:30～15:00予定 ※小雨決行

・集合場所：田箆諏訪神社（うきは市浮羽町田箆1368）※9:30までに集合

参加料及び持参品 2,000円（セラピーガイド料込み）お弁当希望の場合はプラス1,000円

・持参品：昼食、飲み物、タオル、雨具、帽子、敷物

・服装：長袖、長ズボン（虫さされや草まけ予防）、履き慣れた運動靴

■予約方法

1週間前迄に、右記のQRコードから、又はお電話にてご予約をお願いします。



耳納ねっと！の料理教室

再生工房 耳納ねっと！☎76-2077

耳納ねっと！では、料理教室を開催しています。5月の教室は下記のとおりです。

・「ハンバーガー」 5月13日（金）10:00～

・「万能調味料新玉ネギドレッシング」 5月27日（金）10:00～

ほかにもさまざまな

教室があります

参加には、受講料と材料代が必要になります。なお事前の予約が必要です。皆様のご参加をお待ちしています。

お問い合わせください